

1 会議名

令和8年度 第1回 阿賀野市環境審議会

2 開催日時

令和8年4月20日(月) 午後1時30分から午後2時50分まで

3 開催場所

阿賀野市役所 第2多目ホール

4 出席者(傍聴者を除く。)の氏名(敬称略)

・委員: 田辺 正明、波多野 千代、清水 明子、渡邊 景子、小泉 豊信、西潟 良成

(8名中/6名出席) 及川 紀久雄(欠席)、庭田 雅範(欠席)

・事務局: 星市民生活課長、三留課長補佐、佐藤環境係長、成田主任

5 議事

(1)阿賀野市家庭系ごみ有料化実施計画(素案)について(公開)

6 非公開の理由

なし

7 傍聴者の数

なし

8 発言の内容 (以下より)

○事務局(三留補佐)

皆様、お疲れ様です。本日は、お忙しい中阿賀野市環境審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。審議会を開会する前に資料の確認をお願いいたします。

上から順に、本日の次第、環境審議会委員名簿、配置図、事前にお配りした議事資料「阿賀野市家庭系ごみ有料化実施計画」1冊、以上4点でございます。

不足はございませんでしょうか。それでは、ご案内の時間になりましたので、只今より令和8年第1回環境審議会をはじめさせていただきます。

なお、及川会長、庭田委員より、所要のため事前に欠席願いがございましたのでご報告いたします。

それでは当市、市民生活課長の星よりあいさつがございます。

○事務局(星課長)

市民生活課長の星でございます。

本日は、令和8年度初の阿賀野市環境審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

また年度が代わり人事異動に伴い、新潟県新発田地域振興局、西潟環境センター長が新たな委員に就任いただきました。どうぞよろしく願いいたします。

さて、昨年12月5日、審議会を開催させていただきました。そこでは、市の新たな取組といたしまして、ごみの減量化、これを目的とした家庭系ごみの手数料有料化についてご審議をいただきました。

その際に皆様から、いきなりこの計画を出して、パブリックコメントを行うということではなく、広く市民に意見を聞くようにとのご助言をいただいたところであります。

これを受けまして、今年に入り、1月末から2月にかけて、市民説明会を開催いたしました。

市内の4会場、計5回に渡り、各説明会を行ったところでございます。

時期的に寒い時期であり、参加者が少なかったこともございまして、追加で、ホームページに資料をアップして、音声付きの動画で配信をいたしました。

説明会やホームページで多様なご意見をいただいております。

今回この意見を、私どもの方で検討いたしまして、阿賀野市家庭系ごみ有料化実施計画素案という形でまとめさせていただきました。

本日の審議会では、この素案についてご審議をお願いするものであります。

住民生活に直結する大きな問題でございます。慎重なご審議をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくをお願いいたします。

○事務局(三留補佐)

課長のあいさつにもありましたとおり、4月の人事異動に伴い、県新発田環境センター長の土屋委員が退任され、新たに西潟委員が就任いたしました。はじめてお見えになる委員の方もいらっしゃると思いますので、名簿順に、田辺副会長から自己紹介をお願いいたします。

【名簿順に出席委員の自己紹介】

○事務局(三留補佐)

ありがとうございました。続いて、事務局職員の自己紹介をいたします。

【事務局職員の自己紹介】

○事務局(三留補佐)

それでは、田辺副会長様から開会のごあいさつをお願いいたします。

開会の挨拶 田辺副会長

■田辺副会長

及川会長がご欠席のため、代理で進行役を務めさせていただきます。

及川会長のようにはいきませんが、私なりに務めさせていただきたいと思います。

先ほど課長からもお話がありましたが、前回の審議会から市民のご意見を聞きながら、有料化実施計画を定めたということで、これを踏まえた審議となりますので委員の皆様よろしくをお願いいたします。

○事務局(三留補佐)

ありがとうございました。議事に入ります前に確認事項をご説明いたします。

本日の会議につきましては、阿賀野市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に該当する審議会となりますので、この審議会については公開とさせていただきます。なお、現在のところ傍聴者はありませんが、公開の方法については、傍聴による公開とさせていただきます。

次に、会議中、事務局が用いる記録写真として写真撮影をいたしますこと、予め、ご承知おき願います。

また、この審議会の議事録、あるいは議事内容についても後日、公開とし、阿賀野市のホームページ等で掲載させていただきたいと思っております。

そして、議事録をホームページに載せる際は、A委員という形でお名前を控えて記載させていただきたいと思っております。

それでは、議事については田辺副会長の座長のもと進めていただきたいと思います。

田辺副会長様、よろしくお願いいたします。

■田辺副会長

それでは議事に入ります。議事の1、阿賀野市家庭系ごみ有料化実施計画(素案)について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(佐藤係長)

環境係の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

この計画の素案は、前回の審議会で委員の皆様方からいただきました、ご意見や、その後に開催された市民説明会及び動画配信による視聴後の市民の皆様からのアンケート結果を参考にして、制度設計を検討し、作成しております。この素案について、ご審議いただきたいのでよろしくお願いいたします。

事前に資料をお配りしておりますので、要点を絞ってご説明いたします。

まず、1ページ目の家庭系ごみの有料化については、昨年度の審議会での説明内容ですので省略いたします。

続いて2ページをご覧ください。2、家庭系ごみ有料化の制度内容について説明いたします。

1つ目の家庭ごみの排出方法として、A案の現行制度のシール制を継続し、一定量無料配布したごみ処理券(シール)の配布枚数を減らす案とB案の指定袋方式で排出量単純比例型で有料化する案の2種類に絞って検討いたしましたが、B案の1枚目から排出者が自分に合った大きさの指定袋を購入する 指定袋方式で排出量単純比例型へ制度変更をいたします。

2つ目の有料化対象品目については、現行の分別区分の「燃やすごみ」を対象とします。生ごみや紙くず、落ち葉や草、現在、1回に3束までひもで縛って出せる枝木も有料化の対象とします。

枝木については、指定袋に入れるか、45ℓ指定袋を巻き付ける方法を検討しております。

なお、「燃やすごみ」以外の不燃性の粗大ごみや燃やさないごみ・資源ごみについては、従来どおり無料とします。

3ページをご覧ください。3つ目の指定袋の種類と価格については、大45ℓ、中30ℓ、小20ℓ、極小10ℓの4種類とし、ごみ処理手数料として指定袋を10あたり1円計算で価格設定をいたしました。

指定ごみ袋の種類と価格の表をご覧ください。

一番小さいサイズの極小は10ℓ10枚入り100円とし、大は45ℓ10枚入り450円とします。全サイズ10枚1組の販売とします。

排出重量は現行10kg以内でありますので、全サイズ10kg以内とします。

4つ目の指定袋の形状については、取手付きで黄色半透明で赤字印刷とします。クリーンセンターあがのがわで共同処理し、先行して指定袋を採用した構成市町の指定袋と同じ種類を想定し、文字の色違いと考えてもらって結構です。一目で阿賀野市から排出されるごみと分かる赤色にしました。

「破れにくい指定袋にしてほしい」と説明会で要望がありましたので、ホームセンター等で販売されている一般的なごみ袋より厚手で、引っ張り、引裂きとも強度は確保できるものとし、厚み0.03mm程度を発注基準とします。

環境に配慮したバイオマスプラスチック配合のごみ袋については、阿賀野市の小規模自治体単独の製作でありますと、単価が割高となるため、今回は一般的なポリエチレン製といたしました。

今後、クリーンセンターあがのがわの構成市町と広域で一緒に作成することがあれば、スケールメリットが発揮され、単価が下がるようになれば、環境に配慮したバイオマスプラスチック配合の袋を検討いたします。

また、分別が得意でない特定技能外国人に対応するため、外国語表記やごみの分別方法の絵柄の印刷を検討します。

4ページをご覧ください。5つ目の指定袋の販売方法については、市役所・各支所の他、スーパー、コンビニ、小売店などで、十分な供給体制を整えるほか、過疎地域における購入についても十分に配慮いたします。

6つ目の手数料の減免について、5ページ上段の表をご覧ください。(1)～(8)までを減免範囲とします。制度移行後の減免対象者は、現行制度の対象者に加え、生活保護受給者も対象にします。

配布枚数については、減らしたくても減らせない紙おむつについては現行と同等枚数に、また、生活保護受給者には、健康で文化的な最低限度の生活の保障の観点から、市の目標となる1人1日680gとなるような最低枚数に設定しました。

資料編の4ページに算出根拠を表にまとめています。

ごみ質分析結果の過去5年平均では単位容積重量で、安田地区以外の3地区のごみでは180kg/m³になっており、10換算で180gとなります。安田地区は108kg/m³ですが、今までは容器包装ごみも「燃やすごみ」入れていましたので、この3地区の180kg/m³が現在に近い数値でありますので基準値としました。

可燃ごみの73.8%が可燃ごみです。市の数値目標である680g/日とすると＝約500gなり、これを180gで割ると2.78ℓ/日、年間で1,000リットルの計算になります。

減免の方法としては、申請により引換券を渡す方法と、現物支給で配布する方法を予定します。

6ページをご覧ください。7つ目の事業系ごみの取り扱いについてです。

事業系ごみについては、原則、排出者が処分することになっていますが、特例として、ごく少量の「燃やすごみ」であれば、収集に支障ないと認められる場合は、年間130枚まで、申請により集積場へ出すことができます。

現行制度では、事業系用ごみ処理券(シール)を1枚100円で購入し、45ℓまでの透明袋に1枚貼付け、事業所名を記入し出していますが、有料化になった場合は、事業系ごみ処理券(シール)購入時に指定袋を同数セットで配布を検討しています。

8つ目の現行の可燃ごみ処理券の取り扱いについては、継続・猶予期間・交換を希望する多くの市民の意見を受け、経過処置として、半年間の併用期間を設けることとし、併用期間終了と同時に完全移行します。

7ページ 上段の表 スケジュールのイメージをご覧ください。併用期間を令和9年7月開始とした場合は、12月31日まで現行のシールでも収集し、令和10年1月からは指定袋に完全移行となります。

完全移行後は手持ちの残ったシールも「燃やすごみ」となってしまいますので、市民の負担とならないように、市役所や支所にごみシールの回収ボックスを設置します。

最後に手数料収入の使途として、現行のごみステーション補助金の引き上げや予算の拡充、生ごみ処理機設置補助金予算の拡充、不法投棄対策として監視カメラの貸し出し、購入設置補助を検討します。

また、新たに有料化の対象となる枝木の肥料化や嵩張る体積を減らすための手段として、個人用枝木シュレッダーの購入補助金を検討しています。

■田辺副会長

ここで一旦区切り、皆様方から意見を頂戴したいと思います。どなたかご意見をお願いします。

■A委員

「ごみの有料化」と聞いた時の市民の反響はいかがでしたか。

○事務局(星課長)

私どもが説明会の際に強調したのは、この有料化の主な目的というのが、ごみの減量化にあるんだというところをまず、強調いたしました。

そういった形でご説明をしたところ、このご時世、それはやむを得ないだろうというような意見が多くありました。

絶対に反対というような方はほとんどいらっしゃりませんでした。

手法については、今までの現行のシールの枚数を減らせばいいのでは、との意見はありましたが、方向性として、ごみの排出量を少しでも減らすため、目標の1日680グラムこれを実践するために積極的に賛成という人もおりましたし、このご時世だからやむを得ないんじゃないかというような人もいらっしゃいました。

また、近隣の市町村の状況を説明し、県内の市で言えば、20市中、16市が有料化を実施しているという話をさせていただきました。そういった情勢を踏まえれば、やむを得ないという意見が多くありました。

絶対反対の方はほとんどいらっしゃりませんでした。我々の方向性というのが減量化にあるんだということをございます。

■A委員

素晴らしいと思います。お疲れさまでした。

■B委員

3ページで、指定ごみ袋の種類について、今のところ4種類を検討しているとありました。今後、4種類で進めていくということでしょうか。

○事務局(星課長)

現在は4種類、10ℓ、20ℓ、30ℓ、45ℓとし、県内の他市町村の状況を見ますと、4種類が多く、少ないところは3種類のところもございます。

小さいサイズだと10ℓ、大きいサイズでは45ℓや50ℓ、その中間として、30ℓで対応しているところが多くあり、この大きさで対応したいと考えております。

ただ、つい最近、五泉市でさらに小さいサイズの5ℓと大きな60ℓを追加したところ です。

お隣の五泉市が5ℓや60ℓの袋があるのに、なんで阿賀野市はないんだと市民の皆様からそのような話が出てくるかもしれませんけれども、それは市民の皆様からご意見が出たときに検討したいと考えております。

基本としては、他の市町村の状況と合わせて4種類のサイズということで設定をしたところであり ます。

■B委員

私も五泉市の記事が載っている新聞の切り抜きを持ってきました。先進的に行っている他市の制度、記事にありましたのでお聞きしました。

確かにごみを出す場合は、小さいサイズのものがあればよいと思い、まだ、変更の可能性があれば検討していただければと思いました。

■田辺副会長

実施までまだ時間ありますので、今の意見を踏まえて検討していただきたいと思 います。

○事務局(成田主任)

今、ご質問ございましたこの2件の内容につきまして、資料編の部分の10ページから12ページにかけて市民説明会と動画公開でいただいたアンケートの結果を、取りまとめて掲載させてい だいております。

12ページの表4に令和7年9月現在になりますが、近隣市町村の指定ごみ袋の取扱サイズ、種類別や、大きさをまとめた表を掲載しておりますので、こちらの方もご参照いただければと思います。

■C委員

手数料の減免について、よく考えていただけていると思います。うちの母親が突然、要介護5になりました。

要介護5になったら、こちらが何の手続きを行っていないにも関わらず、新潟市からごみ袋が送られてきました。

新潟市は財政力があるのかもしれないから、こういうことができるかもしれませんが、せめて、阿賀野市では手続きを簡単に行えるよう検討をお願いします。

あと7ページの生ごみ処理器のコンポストについては、熊を寄せ付けないのでしょうか。

生ごみや臭いのあるものは外に出さないような注意喚起あるかと思ったのですが。

○事務局(星課長)

生ごみ処理器については、室内に置く電動式で乾燥するものがありますし、また、畑に置くコンポストもございます。今、ご心配されているのは野外置きコンポストだと思います。

ただ、阿賀野市は昨年熊が相当出没しましたが、コンポストなり、野菜くずを食べたとの話はあまり聞かれませんでした。

主に、収穫忘れの柿や倉庫に貯蔵してある食べ物の近くに出没していたと思います。

コンポストについては、私どもの知る範囲では、なかったと思います。

■C委員

高齢になるとごみをステーションに持っていくのも難しくなるので、そういう意味ではコンポストやごみを少なくする生ごみ処理器は有効になってくると思います。

また、生ごみを出さないような料理の工夫なども教えていただけるとよいと思います。

市のPRができる道の駅などで開催していただけるとごみ減量のイメージアップにつながると思っています。

■D委員

減量化というのは大事なことですが、有料化への市民周知期間が短いように感じます。令和7年度の1月、2月の市民説明会の参加者はどのくらいでしたか。

○事務局(佐藤係長)

全5回で104名の方にご参加いただきました。ただ、悪天候で道路状況が悪く参加者が少なかったため、説明会の内容をホームページに動画であげ、340回の再生がありました。今現在は、400回近くまで再生回数が伸びております。

■D委員

まだ、拝見していないので、拝見させていただきます。

○事務局(星課長)

なお、スケジュールにつきましては資料7ページをご確認いただきたいと思います。現在、想定しているのが、令和9年度7月から指定ごみ袋をシールの併用期間が始まります。

そして、令和10年1月から完全移行というスケジュールで考えております。

今この素案を、皆様からご審議いただいておりますが、冬の説明会では道路状況が悪く来られない方がたくさんいらっしゃいましたので、パブリックコメントも行いますが、それだけで終わりにするというような考えではなく、説明会をまた改めて開催する予定です。

それからホームページや出前講座という制度がありますので、そういった出前講座で自治会単位に説明に行くというものも、広報に載せて、手挙げをされた自治会に直接伺って説明するというのを、この夏に実施したいというふうに考えております。

やはりどれだけ多くの市民の方から知っていただけるのかが、うまく移行できるかどうかのポイントになるかと思っておりますので、しっかり進めていきたいと考えております。

■D委員

この6月にごみシールが配布されます。そしてまた、12月にも配布されて、賛否両論あるかと思いますが、ごみを出さないように努力している人はシールが余っていたり、足りない人は買いくるかと思いますが、12月に配布してくださると、また、ごみシールが余る方もいるかと思いますが。

令和9年7月から移行期間が始まり、令和10年1月から完全移行となりますが、余ったごみシールの交換などは考えているのでしょうか。

○事務局(星課長)

7ページの表になりますが、最終的なごみシールの配布が令和8年12月となり、令和9年7月から半年間はごみシールと指定ごみ袋の併用期間となります。

ごみシールの配布は令和8年12月で終了しますので、余った場合は令和9年12月末までごみシールが使えるということです。

■田辺副会長

移行時に混乱が生じないように、市民周知を徹底してください。直前ではなく、ある程度余裕をもって広報をお願いします。

■E委員

先ほど、ちょっと気になった点が1つありました。

室外にコンポストを設置したことによって、例えば野菜くずの残さでクマが寄りつかないかとの、ご心配でのご質問があったかと思いますが、阿賀野市では実際にそれが寄せ付けたということは、去年は特段なかったとのご説明でした。

正確な記憶ではありませんが、県の注意喚起の広報の中に、柿木とかは伐採するように推奨はしていますし、野菜くずといった残さも、置かないような広報をしていた記憶があるので、私の方で確認いたしますので、必要であれば、コンポストを使用するのであれば、そういったご心配もあるので、併せて広報したほうが良いと思いました。後程、確認し事務局へご連絡いたします。

■田辺副会長

県の知識の中で有効な対策等があれば、それも併せて、事務局へご連絡いただきたいと思
います。

事務局の説明のポイントとして、ごみシールから有料化で指定袋にする。

つまり、指定袋を買わなければいけないことで、お金がかかるのならごみを少なくしようとい
う意識効果を狙っていると理解しています。

もう1つは指定袋を買ってもらうことにより、市に収入が入ってくる。その収入で生ごみ処理器
の購入補助などの拡充を行う。その二つの効果を期待しているのだと理解しています。

■B委員

枝木のシュレッダーはどのようなものを補助対象にしようというお考えか。

○事務局(星課長)

電動式のものからエンジン式の方がございます。枝を突っ込むと、それを細かく砕いてチッ
プするものです。エンジン式は危険ですので補助対象には考えておりません。あまり危険でない
電動式で直径3センチぐらいまでの枝木を破砕するもので、3～5万円程度のものを想定してお
ります。

補助率は二分の一程度を考えております。

■田辺副会長

それでは続きの説明をお願いします。

○事務局(佐藤係長)

次に、家庭系ごみ有料化実施に伴うその他の施策についてです。

8ページをご覧ください。

家庭系ごみ有料化は、ごみの減量、資源化を進めるうえで効果的な手法の一つであり、導入
を円滑に進めるために、有料化の目的や仕組みについて市民や事業者の理解と協力が必要不
可欠と考えております。

今後、予定する市民説明会の開催や動画配信、広報・ホームページなどを活用した情報提供により有料化制度の周知を図ってまいります。

併せて、ごみ処理手数料の収入を不適正排出・不法投棄対策の強化や資源化の推進、収集サービスの拡充などを行うことで、住みよいまちづくりに努めます。

その具体的な施策について説明いたします。

1つ目は市民への周知啓発として、市民説明会や自治会単位の出前市政講座などで制度に関する周知をしていきます。

また、制度の内容や実施時期については、広報やSNSなどで情報提供を行います。

9ページをご覧ください。2つ目の不法投棄、不適切排出等の対策については、発生抑制・監視体制を強化するため、定期的なパトロールを実施し、市が委託する環境巡視員や警察、関係機関と連携し、地域ぐるみの監視による早期発見・対応を目指します。

また、分別間違いやごみステーションへの処理困難物などの不適切排出については、回収できませんシールを個別に貼り、回収できない理由を書くことで、不適切排出者へ適正な排出を促します。

このほか、よくごみステーションに不法投棄される自治会に対し、監視カメラや、啓発看板の貸し出し、常設監視カメラの購入補助を検討します。

3つ目に資源化施策の拡充の検討については、指定袋の有料化に伴い、生ごみ減量に対する施策として、生ごみ処理機設置補助金の拡充により活用を推進してまいります。

嵩張る枝木については、有料化の対象となることの対策として、破碎後の肥料としての活用、また、有料化で過度な負担とならないよう、体積の減量するための個人向け枝木破碎シュレッダー購入補助金の新設を検討しています。

また、今後の課題として製品プラスチックの資源化ルートを開拓し、新たな分別区分についての検討を行います。

10ページをご覧ください。

最後に、事業の検証と計画の見直しについてです。

有料化制度の導入から3年目の年度を目安に、実際にごみがどれくらい減ったか、どのような効果があったか、どのような不具合があったかを検証し、その結果を評価いたします。

また、家庭ごみ有料化実施計画において、検証や評価結果から有料化制度や施策について適宜見直し、目標値の修正などを図り、ごみの減量・再資源化による循環型社会の推進に努めます。

続いて資料編に移りますが、主に本編の説明資料となっており、阿賀野市一般廃棄物基本計画などから引用した資料やごみの減量化・資源の活用を行う取り組みとしての有料化への見直しを説明しております。

5ページをご覧ください。

ごみ処理に要する費用についてです。現在、市民一人当たり換算すると、約12,300円となりますが、今後、ごみ量に応じ変動する負担金や施設補修費、人件費高騰などで、ごみ処理に係る費用がどんどん嵩んでまいります。

本編で設定した101円の価格設定で指定袋を導入した場合、市民1人あたりのごみ処理費用の約1割程度の自己負担をお願いすることになります。

9ページをご覧ください。下の図が今後、阿賀野市が目指すべき循環型社会へ移行するイメージ図であります。この図のように新しい資源をできるだけ使わずに、資源を循環し、環境負荷を減らすことで持続可能な社会の実現を目指すものです。

次に10ページをご覧ください。

5. アンケート結果です。

市民説明会は1月から2月にかけて、各地区で計5回開催し、94件のアンケートの回答がありました。

天候や道路状況で説明会に来られなかった市民向けに、追加で、ホームページ上で動画配信を行い、多くの方からご視聴いただきました。

動画視聴によるアンケート回答は46件でしたが、10代から50代までの若い世代の声を聴くことができました。合計で140件の回答があり、その意見の集計結果を掲載しております。

ごみの減量化のための有料化の趣旨・内容の理解度については、87%の方が概ね理解したという結果になりました。

意見・回答の詳細はホームページに掲載しております。

以上で簡単ではございますが、阿賀野市家庭ごみ有料化実施計画(素案)についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

■田辺副会長

後半の説明をいただきました。皆様からご質問はございませんか。

■B委員

先般ゴミステーションに町内の方が出したと思われないごみが放置されておりました。

調べましたら、瓦のようなものがはいた袋がありました。最終的に、町内会長が市に電話したそうですけれども、2週間ぐらいそのままでした。

何者が出したか分かりませんでした。監視カメラや看板の貸し出しを実際行った町内会やゴミステーションはあったのでしょうか。

○事務局(星課長)

貸し出しを行った自治会はございます。

しかし、カメラの目的はあくまで不法投棄をさせないことや不適正な排出をさせない抑止効果であって、いわゆる犯人捜しのようなそういう効果はないと考えております。

警察の方でも、ごみの中に、行為者が特定できるような名前とか住所が記載されているものがあれば、警察の方で、できるところまでやっていただけますが、分からない場合は、あくまでもそのカメラを設置ことでの抑止効果ということをご理解願います。指定袋販売収入はそういったものに使用したいと考えております。

■B委員

既製品の看板はありますか。

○事務局(佐藤係長)

市で作成したのもございますし、県から提供を受けたのもございます。

年間40枚、50枚ぐらいは自治会にお貸しております。

■C委員

最近、簡易包装が推奨されています。

また、ビニール袋も今は値段が高い状況ですので商工会の方へ簡易包などのお願いをしてごみを減らすようお話すればよいと思います。

今の状況であれば皆さん納得されると思います。

あと、使い捨てカイロの使用済みの砂が、海の環境汚染対策になるということで、県内で取り組みを行っている団体がいました。

冷えて固まってしまうとそれを細かくするために手もみが必要でしたが、最近、手もみをしなくてもサラサラな砂になるものが出ておりますので、こういった広報も必要かと思います。

■A委員

不法投棄しやすいところがあると思いますが、その辺の対策などは目星を付けていますか。

○事務局(星課長)

不法投棄されやすい場所は市内でもある程度決まっています。

川辺や山、川だけではなく、用水や排水などの田んぼのところにもあります。

不法投棄されやすいところなどは、6名の不法投棄の巡視員に委嘱し、監視活動を始め、不法投棄物を発見した場合は市に報告いただいております。

今回の指定袋の収入というのも、そういったものの費用に充てさせていただきたいと考えております。

幹線道路沿いのごみステーションについては、市内の方か、市外の方かは分かりませんが、通勤途中に捨てていくことがあるとよく聞きます。

さまざまなメッセージを看板に書いたりして、ごみを捨てることへの意識について関心の芽が起されれば、減っていくと考えております。

■D委員

マイバックなどの普及によりレジ袋が削減し始めて、五、六年経過するかと思いますが、プラスチック容器包装の日は家にある半透明とか透明の袋にそのまま入れて出すとう形でもよろしいでしょうか。

○事務局(星課長)

プラ製容器包装については、今までどおり指定袋ではなくて、任意の袋で結構です。

市販されている透明や半透明の袋で出していただくこととなります。また、ご自宅にある透明や半透明の袋で大丈夫です。

■D委員

家にある透明、半透明の袋を有効利用するという認識でもよろしいでしょうか。

○事務局(星課長)

これについては従来通り変更はございません。

■E委員

先ほど、不法投棄や監視カメラの話がありましたが、参考までに県の方ではどんな取り組みを行っているかご紹介したいと思います。一般家庭から出るごみの処理責任は市町村、阿賀野市さんにあります。

一方、産業廃棄物っていう、事業活動で出たものについては、事業者が責任を持って処分することになっています。

その事業者を指導するのが県の立場ですけれども、先ほど、瓦の袋が捨てられていたというふうなお話がありました。自宅が出たものであれば、事業活動で出たものではないので、一般廃棄物となります。

事業活動、例えば解体業者さんが解体を請負って、出たものについては解体した人が責任をもって処理を行う。処理する責任があります。そういう方が、時々どっかに捨てたりするということは、過去にたくさんありまして、未だになくなっていない状況です。

そういう不法投棄に対しては、県も県警の方も、重く見ておりまして県と県警が連携して、そういう事案があった場合は、行為者のヒントがあれば、追跡したり調べたりして、行為者が判明した場合、行政処分や、刑事罰にも繋がっている案件が幾つもあります。

そういう意味で県の方でも監視カメラっていうのを持っていて、そういう現場があれば、設置して、投棄者を特定して、警察につなげて事件化しております。

もし、心配な現場がありましたら、情報提供いただければ、ご協力できるかなと思っております。

■田辺副会長

ありがとうございました。

■B委員

資料編の4ページの表の数値がグラムであったり、リットルであったりするので、分かりやすい表にさせていただきますようお願いいたします。可能であれば、単位を全部を合わせる方が分かりやすいのでお願いします。

■田辺副会長

なるべく、分かりやすい表示方法でお願いいたします。

有料化をやりますよっていうだけの広報ではなくて、他に教育的なごみの削減だとか、そういうのも併せ、環境への配慮も含めながら周知を行っていただきたいと思います。市の提案どおりパブリックコメントに付すことに異議ございませんか。異議がないようなので、市の提案どおりパブリック

クコメントに付すようお願いいたします。以上で議事を終了いたします。それでは、市からその他について、ご説明をお願いします。

○事務局(三留補佐)

田辺副会長様議事進行大変ありがとうございました。それでは、今後の予定について、お知らせいたします。

本日皆様からご審議いただいた「阿賀野市家庭系ごみ有料化実施計画(素案)」につきまして、阿賀野市パブリックコメント実施要綱により、パブリックコメントを5月中旬から1カ月間募集します。

その後、パブリックコメントでの意見を事務局でまとめ、計画に反映すべき意見かどうか、委員の皆様から意見を頂戴しながら判断し、計画を策定したいと考えております。なお、7月頃に次回の環境審議会を開催したいと考えております。これで、今後の予定についてのお知らせを終わります。

以上を持ちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。慎重なご審議いただきましてありがとうございました。

9 問い合わせ先

民生部 市民生活課 脱炭素・SDGs推進室 環境係

TEL0250-62-2510(内線2108)

E-mail:shimin@city.agano.niigata.jp